

国空安政第1556号  
国空無機第206190号  
令和4年10月4日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部安全政策課長  
無人航空機安全課長

### 鹿屋飛行場周辺を飛行するVFR機の安全確保について

今般、米軍の無操縦者航空機であるMQ-9が、令和4年10月下旬以降の運用開始から1年間、鹿屋飛行場に一時展開される予定である。また、運用開始前に、航空機の状況を確認するための飛行が予定されている。

当該MQ-9は、遠隔地からの無線操縦及び自律飛行プログラムにより無人での飛行を行うことから、一層の安全を確保するため、鹿屋飛行場周辺の飛行を予定しているVFR機の操縦者が、下記事項を確実に実施するよう、貴会傘下の関係事業者に周知されたい。

なお、本内容については、ノータムが発出される予定（令和4年11月3日以降は航空路誌補足版も発行される予定）となっていることを申し添える。

### 記

1. 鹿屋飛行場周辺の飛行を予定しているVFR機の操縦者にあつては、飛行前にノータムにて情報の確認を行うとともに、ATISの聴取（鹿屋進入管制区内）又は関係管制機関（鹿屋アプローチ、鹿児島アプローチ、神戸航空交通管制部又は福岡航空交通管制部）との通信設定を行い、当該MQ-9の運航の有無を確認すること。
2. 当該MQ-9の運航情報に接した場合、VFR機の操縦者は、ATCトランスポンダーのVFRコード（飛行高度10,000ft未満は、1200、10,000ft以上は1400）を発信するとともに、関係管制機関と無線電話により通信設定を行い、積極的に、自機の位置等運航情報を連絡し、また、管制機関によるレーダー業務（レーダー・サービス）の提供を求める等により、当該MQ-9の動向についてもモニターを実施すること